

国有財産の一般競争入札案内書

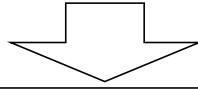
(令和7年1月実施)

※ 入札参加に当たっては、本入札案内書及び「入札要領」
をよくお読みになり、内容を承知の上参加してください。

先着順売払いの流れ

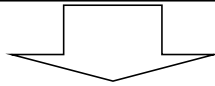
【公示日 令和7年1月27日（水）】 関係資料配布開始

- ・物件の引渡しは現状有姿（あるがままのすがた）となります。
- ・必ず現状確認及び諸規制の状況等の調査を行ってください。
- ※現地確認にあたっては、ご近所の迷惑とならないようご配慮願います。



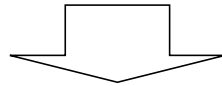
【申込み 令和7年1月27日（水）9時～令和7年2月14日（金）17時（必着）】

- ・「普通財産買受申請書」及び「宣誓書」（添付書類含む）による申込み。（持参又は郵送）
- ・持参の場合の受付場所⇒千葉市中央区中央4-11-1
千葉第2地方合同庁舎2階 千葉労働局総務部総務課会計第2係
- ・受付時間⇒土日祝日を除く9時～17時（12時～13時除く）



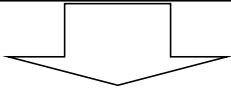
【契約相手方決定】

- ・有効な「普通財産買受申請書」及び「宣誓書」（添付書類含む）による申込み。（持参又は郵送）
- ※同日付の受け付けが複数者よりあった場合には、**抽選により**受け付け順を決定し、第1順位の者を契約相手方とします。



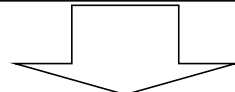
【契約保証金の納付】

- ・契約保証金（売買代金の10%以上）は所定の「振込依頼書」により最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）、インターネットバンキング、ATMを除く）から指定口座に振込んでください。振込み後、所定の様式「契約保証金振込証明書」を千葉労働局総務課会計第2係宛てに提出してください。
- ※「契約保証金振込証明書」を郵送で提出する場合は、**必ず簡易書留で郵送してください。**



【売買契約の締結】

- ・契約相手方の決定をした日から30日以内に締結します。ただし、30日目が土日祝日等により千葉労働局の閉庁日となる場合には、直前の開庁日を契約締結締結期日とします。契約締結に併せて、「同意書（契約内容の公表について）」をご提出いただきます。
- ・契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記にかかる登録免許税等の諸費用は契約相手方の負担となります。



【売買代金の支払い】

- ・売買代金のうち、納付済みの契約保証金を除いた残額について、千葉労働局が発行する納入告知書によって契約締結日から20日以内に納付していただきます。



【所有権の移転】

- ・売買代金を全額納付したときに移転します。
- ・所有権移転登記の手続きは後日、国が行います。
- ・所有権の移転後、現地看板を速やかに撤去願います。

国有財産の売払（先着順）案内書

1 はじめに

- (1) 当国有財産売払いは、各物件に係る「普通財産買受申請書（他必要書類含む）」（以下、申請書類という。）の先着申込者1名のみを受け付け、所定の審査を行い、契約相手方に決定します。
- (2) 申込みにあたっては、本案内書を熟読のうえ、申込みして下さい。
- (3) 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しになります。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。物件調書と現況が相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。
なお、申込み希望者は本案内書の物件調書等により、必ず現地状況をご確認のうえ、諸規制の状況等にもご留意下さい。
※現地確認にあたっては、近隣住民の迷惑とならないようにご配慮下さい。

2 対象物件

売払対象物件は、物件調書のとおりです。

3 申し込み資格

次に掲げる①から③に該当しない方であれば、どなたでも申込みできます。

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者
- ②国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4 売払にあたって付す条件

国有財産の売買契約には、次の条件が付されます。条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければならない、売買契約が解除されます。

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

売払に係る契約者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

売払に係る契約者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(3) 実地調査等

- ①国は、上記4（1）、（2）の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必

要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

②売払いに係る契約者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。3

5 普通財産買受申請書の受付期間・場所・提出方法

(1) 申込受付期間

令和7年1月27日（水）～令和7年2月14日（金）（必着）まで
 ※申込受付時間は土・日・祝日等の閉庁日を除く9時から17時まで。
 申込受付期間を過ぎた書類は無効となります。

(2) 申込受付場所

〒276-8612
 千葉市中央区中央4-11-1
 千葉労働局総務部総務課会計第2係
 TEL043-221-4311

(3) 提出方法

①持参又は郵送による。

※ファックス又はメール等、持参又は郵送によらない方法での申請書類の提出は無効となり、受理できません。郵送の場合には本案内書15ページ「普通財産買受申請書類の郵送による提出方法」をご確認下さい。なお、郵送により提出された場合には、申請書類到着の有無を必ず千葉労働局総務部総務課会計第2係宛て電話にて確認して下さい。

②提出する書類

提出書類	個人	法人
① 普通財産買受申請書（所定様式）	○	○
② 誓約書（所定様式）	○	○
③ 印鑑証明書 （発行後3ヶ月以内のもの）	○	○
④ 住民票抄本 ※マイナンバーの記載がないもの （発行後3ヶ月以内のもの）	○	-
⑤ 登記事項証明書（現在事項全部証明書） （発行後3ヶ月以内のもの）	-	○
⑥ 役員一覧表（所定様式）	-	○
⑦ 委任状（所定様式）	△	△

○・・・必要

-・・・不要

△・・・委任状は、代理人が契約に関する諸手続きを行なう場合に必要です。委任者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）も併せて添付する必要があります。

※必要書類が揃っていない申請書類は受理できません。提出前に必ず一度ご確認下さい。

6 契約相手方決定方法

有効な申請書類提出者のうち、先着申込者1名を契約相手方とします。

ただし、同日に複数者より持参及び郵送によって提出があった場合には、くじによる抽選により提出順を決定し、第1順位の者を契約相手方とします。その場合、申請書提出日の17時以降にお電話にて連絡し、くじ引き参加の可否についてお尋ねします。なお、第1順位の者が契約を辞退した場合には、第2順位の者を契約相手方とします。

7 契約手続き

(1) 契約保証金の納付

契約相手方が決定した日から契約を締結する日までに、契約保証金を納付する必要があります。

①納付が必要な契約保証金の額

売買金額の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する金額。

【契約保証金の計算例】

売買代金				契約保証金額
222,222円	×	10%	=	22,222.2円 ⇒ 22,223円
				(円未満切上げ)

②契約保証金の納付方法

千葉労働局が配布する所定の「振込依頼書」を用いて最寄りの金融機関窓口(ゆうちょ銀行(郵便局)を除く)から、千葉労働局の指定する下記口座に振込んで下さい。

※振込手数料は買受人のご負担となります。

※ATM、インターネットバンキングによる振り込みは無効となります。

※複数の物件の契約を締結する場合は、物件ごとに「振込依頼書」を用意し、振り込んでください。

※必ず取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」(千葉労働局提出用)を受け取ってください。

振込先	銀行名・支店名	千葉銀行	本店営業部
	種別・口座番号	普通預金	3946102
	口座名義	千葉労働局	主任歳入歳出外現金出納官吏

(2) 契約締結日

売買契約締結は、契約相手方が決定した日から30日以内となります。ただし、契約相手方が決定した日から30日目が土日祝日等により北海道労働局の閉庁日となる場合には、直前の開庁日を契約締結期日とします。

(3) 契約内容の公表について

契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約

金額、契約者の個人・法人の別、法人にあってはその業種) をホームページ等で公表することとなります。

(4) その他

契約書2部のうち国保管用のもの1部に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な諸費用は買受人の負担となりますのでご用意下さい。

8 売買代金の支払いについて

支払期日は契約締結日を含めて20日以内です。売買代金と納付済みの契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により納付して下さい。

※契約締結の日から20日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期日となります。

※売買代金の分割納付はできません。

※支払期日までに売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなり、お返しできませんのでご注意ください。

※契約締結時に全額納付される場合はこの限りではありません。

9 所有権の移転

(1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)

また、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

なお、所有権の移転後は、速やかに現地看板を撤去願います。

(2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付確認後、国が行います。なお、中間省略登記はできません。

10 契約不適合 について

(1) 契約締結後、引渡しの日から2年以内に目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを発見した場合には、速やかにお申し出ください。

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が民法第562条に規定する「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」にあたりと判断した場合には、国(原因者を含む。)と買受人が履行の追完のための工事内容について、事前に協議を行ったうえで、国(原因者を含む。)又は買受人において履行の追完を行うこととします。

なお、国(原因者を含む。)と買受人との協議の結果、買受人において履行の追完を行うこととした場合には、履行の追完に要すると認められる費用を国が支払うこととします。費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

①費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

(注) 挙証資料とは、以下の資料をいいます。

ア 履行の追完の範囲を特定するための資料(土地利用計画図、建物設計図等)

イ 工事内容を確認する資料(工事見積書、工事請負契約書等)

ウ その他国が指定する資料(例えば、工程写真、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、作業日報等)

②費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定します。

③さらに、費用の支払額は売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません。

④費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（3）履行の追完等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国 有 財 産 売 払 公 示 書 (先着順)

契約担当官
千葉労働局長 岩野 剛

下記国有財産について、千葉労働局が実施した国有財産の一般競争入札において売払相手方が決まらなかったため、先着順で売払申請書を提出された方1名に限り申請を受理し、国有財産を売却します。

記

1 売払物件

物件番号	所在	地目 (登記地目)	面積	用途地域	建ぺい率 容積率	金額 (千円)
0601001	茂原市鷲巣字沼下 610-3	宅地	118.40m ²	無指定地域	60% 200%	2,330

2 競争参加者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産法第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者

3 受付期間及び受付窓口

(1) 受付期間

令和7年1月27日(水)9時から令和7年2月14日(金)17時まで
※受付は土日祝日を除く9時から17時(12時から13時を除く)までとする。

(2) 受付窓口

千葉労働局 総務部総務課 会計第2係
所在地：千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階

4 申請方法

申請される方は、「普通財産売払申請書」及び「誓約書」に、必要な事項を記載・押印(実印)の上、必要書類を添付して、申請受付窓口へ持参すること。

5 添付書類

(1) 個人が申請する場合

- ・住民票抄本(マイナンバーの記載のないもの)及び印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)

(2) 法人が申請する場合

- ・登記事項証明書(現在事項全部証明書)及び印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)
- ・役員一覧(千葉労働局所定様式)

6 契約相手方の決定方法

有効な普通財産買受申請書（宣誓書及び必要添付書類含む）提出者のうち、先着1名を契約相手方とする。ただし、持参及び郵送を問わず同日に複数者より提出があった場合にはくじによる抽選により契約相手方を決定する。その場合、申請書提出日の17時以降に電話連絡し、くじ引き参加の可否等について確認を行う。

7 契約の締結

暴力団排除の推進に係る合意書に基づき、千葉県警察本部に対し照会を行い、「該当なし」の確認がされたときに、売買契約を締結する。

なお、契約書については、千葉労働局で作成する。

契約締結期日については、契約相手方を決定した日から30日以内とする。ただし、30日目が土日祝日等による千葉労働局の閉庁日となる場合は、直前の開庁日とする。

契約保証金については、契約相手方を決定してから契約締結日までの間に売買代金の1割以上を納付すること。

8 売買代金の支払いについて

売買代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を売買契約締結の日から20日以内（20日目が土日祝日の場合は直前の金融機関の営業日）に支払うものとする。

なお、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属する。

9 契約内容の公表について

契約を締結した場合には、契約内容を公表する。

公表内容は、物件所在地、区分、面積、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあってはその業種とする。

10 その他

- (1) 物件の申込み当たっては、一般競争入札の際に付した条件を継承する。
- (2) 契約手続きに使用する使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札者は、本公示書のほか、千葉労働局で交付する入札案内書等を十分理解の上、入札するものとする。
- (4) 物件は現状有姿での引渡しとなる。
- (5) 契約相手方は売買代金に加え、所有権移転登録免許税及び契約書貼付印紙税を負担すること。
- (6) 先着順による売払いのため、既に売却済みとなる場合があるため、事前に確認すること。

11 問合せ先

千葉労働局 総務部総務課 会計第2係 伊能
電話：043-221-4311、メール：inou-tomoaki@mhlw.go.jp

以上公示する。

参考

○ 予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第十六条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

国有財産売払売買契約書（案）

売払人 契約担当官 千葉労働局長（登録番号〇〇〇〇）（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売払契約を締結する。

第1条（売買物件）

売買物件は次のとおりとする。

所在地	区分（地目）	数量		備考
千葉県茂原市鷺巣字沼下6103	土地（宅地）	118.40	m ²	

第2条（売買代金）

売買代金は、金【落札金額】円とする。

第3条（契約保証金）

乙は、本契約と同時に契約保証金として、金【落札金額の1割以上（円未満切上）】円を甲に納付しなければならない。

- 前項の契約保証金のうち、金【希望金額】円は入札保証金より充当するものとする。
- 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国家に帰属させることとする。

第4条（代金の支払い）

乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金【売買代金から契約保証金を差し引いた金額】円を甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

第5条（登記嘱託請求書等）

乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

第6条（所有権の移転）

売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

第7条（売買物件の引渡し）

甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に引渡しがあったものとする。

第8条（特約条項）

乙は、売買物件が別添の物件調書等記載の内容であることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

第9条（契約不適合責任）

乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- （1）修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - （2）修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - （3）本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
 - （4）前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - （5）本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - （6）本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
 - 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
 - 4 第8条の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

第10条（危険負担）

本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しの本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

第11条（公序良俗に反する使用等の禁止）

乙は、本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の

規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

- 2 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、またこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者

に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

第12条（実地調査等）

甲は、乙の第10条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があったときには、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

第13条（違約金）

乙は、次の各号に定める事由が生じたときには、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第11条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円

- 2 前項の違約金は第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

第14条（契約の解除）

甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が第11条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前条の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。（以下「役員等」という。））が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第15条（返還金等）

甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返却しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は

償還しない。

第16条（乙の原状回復義務）

乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲が指定する期日までに売買物件を原状に回復して返却しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

第17条（損害賠償）

甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

第18条（返還金の相殺）

甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

第19条（契約の費用）

本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

第20条（談合等の不正行為に係る解除）

甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2

（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第21条（談合等の不正行為に係る違約金）

乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除する

か否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第22条（違約金に関する遅延利息）

乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第23条（信義誠実の義務・疑義の決定）

甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。


2 本契約に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。


第24条（裁判管轄）

本契約に関する訴えの管轄は千葉労働局所在地を管轄区域とする千葉地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

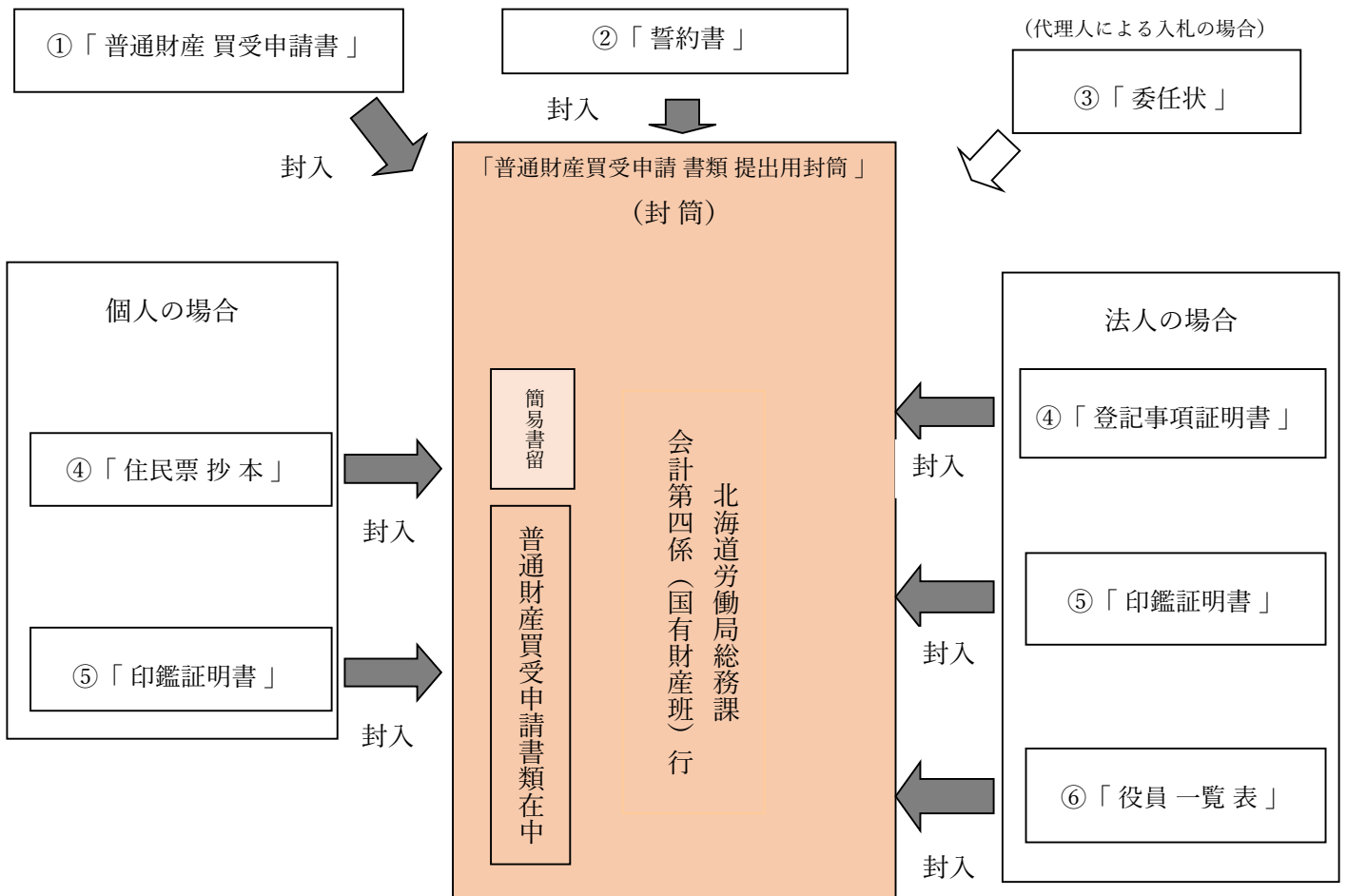
甲 千葉市中央区中央4-11-1
契約担当官
千葉労働局長 ○○○○ 

乙 住所（所在地）
氏名（名称） 

普通財産買受申請書類の郵送による提出方法

※各書類の記入方法につきましては、次ページ以降に記載していますのでご確認ください。

- 【提出書類】**
- ①普通財産買受申請書
 - ②誓約書
 - ③委任状（代理人が手続きを行う場合に必要）
- [個人の場合]**
- ④住民票抄本・・・発行後3ヶ月以内のもの※マイナンバーの記載がないもの
 - ⑤印鑑証明書・・・発行後3ヶ月以内のもの
- [法人の場合]**
- ④登記事項証明書(現在事項全部証明書)・・・発行後3ヶ月以内のもの
 - ⑤印鑑証明書・・・発行後3ヶ月以内のもの
 - ⑥役員一覧



- ※普通財産買受申請書等の作成にあたって、ボールペン等消えない筆記用具をご使用ください。（鉛筆不可）
- ※書類に押印する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（法人は代表印・個人は実印）をご使用ください。
- ※必ず簡易書留で送付してください。
- ※不明な点がございましたら、別途電話等で北海道労働局総務課会計第四係あてお問い合わせください。
- ※封筒裏面に必ず差出人の住所及び氏名を記入してください。

普通財産買受申請書

物件番号	
所在地	
地目	
数量 (㎡)	
買受額 (円)	
土地の利用目的	

上記普通財産について、国有財産関係法令及び案内書等を熟知したうえで、買受けを申請いたします。

令和 年 月 日

契約担当官

千葉労働局長

岩野 剛 様

(受理印)

(申請者)

住 所

連 絡 先

氏 名

印

普通財産買受申請書

物件番号	0 0 0 0 0 0 物件調書に掲載されている物件番号を記入してください。
所在地	〇〇市〇〇区123-4 物件調書に掲載されている物件所在地を記入してください。
地目	宅地 物件調書に掲載されている地目を記入してください。
数量 (㎡)	0 0 0 0 . 0 0 ㎡ 物件調書に掲載されている物件の数量、単位 (㎡) を記入してください。
買受額 (円)	¥ 9 9 , 9 9 9 , 9 9 9 - 金額の前に¥、後ろに— (バー) を付記してください。
土地の利用目的	自宅を建てるため。 (例) 自宅を建てるため。／駐車場として利用するため。

上記普通財産について、国有財産関係法令及び案内書等を熟知したうえで、買受けを申請いたします。

令和 年 月 日

契約担当官

千葉労働局長

岩野 剛 様

(受理印)

千葉労働局にて受付した日
に受理印を押します。

(申請者)

住 所 〇〇市〇〇区567-8

印鑑登録している印鑑を押印してください。

連 絡 先 0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0

携帯電話又は自宅の固定電話等の電話番号を記入してください。

氏 名 労働 太郎

印

契約担当官
千葉労働局長 殿

誓 約 書

- () 私
() 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1、契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2、契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

令和 年 月 日

住 所（又は所在地） :

氏 名（又は社名及び代表者名） :

㊞

* 個人の場合は生年月日を記載すること。

契約担当官
千葉労働局長 殿

誓 約 書

() 私 ← 個人の場合は「私」、法人の場合は「当社」に【✓】を記入してください。

() 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1、契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2、契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

令和 年 月 日

住 所（又は所在地） : ○○市○○区567-8

氏 名（又は社名及び代表者名） : 労働 太郎

印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用してください。

印

* 個人の場合は生年月日を記載すること。

《 代理人による入札の場合 》

委 任 状

住 所
代理人 氏 名
電話番号

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

年度	回次	物 件 番 号

令和 年 月 日

住 所
委任者 氏 名
電話番号

Ⓔ

- (注) 1 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること。
2 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと。

《 代理人による入札の場合 》

委 任 状

※入札に必要な書類すべてに本人が記名・押印し、本人以外が書類を持参又は郵送を行う場合代理人は不要です。
また、法人の場合で、法人の社員等が書類の郵送又は持参する場合も不要です。

住 所
代理人 氏 名
電話番号

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

法人の場合は、① 法人名、② 代表者名の
役職名・氏名を記入願います。

次の国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

年度		回次		物 件 番 号						
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

提出日を記入願います。

令和 年 月 日

法人の場合は、代表取締役の押印が必要です。
また、印鑑証明書を添付してください。

住 所
委任者 氏 名
電話番号

印

- (注) 1 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること。
2 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと。

《 法人による入札の場合に提出 》

役 員 一 覧

令和 年 月 日

年度	回次	物 件 番 号
.	.	.

法人名	
-----	--

※ 必ずフリガナを記入

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	
	()	S ・ H	男 ・ 女	

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

《 法人による入札の場合に提出 》

役員一覽

令和 年 月 日

年度	回次	物件番号					
0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	

法人名	株式会社 ○○○○
-----	-----------

※ 必ずフリガナを記入

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ロウドウ タロウ) 労働 太郎	S H 15年11月11日	男 女	
取締役	(チバ ジロウ) 千葉 次郎	S H 20年11月11日	男 女	
監査役	(コウセイ ハナコ) 厚生 花子	S H 25年11月11日	男 女	
	()	S H		
	()	S H	男 女	
)	S H	男 女	
		S H	男 女	
	0	S H	男 女	
	()	S H	男 女	

フリガナの記入漏れに注意願います。

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

契約保証金振込証明書

提出日を記入してください。

令和 年 月 日

契約担当官 千葉労働局長 殿

	入札者		共有者・代理人 <small>※該当する場合は○印で囲んでください。</small>	
郵便番号	□□□□ - □□□□	性別 男・女	□□□□ - □□□□	性別 男・女
住所	印鑑登録されている物をご使用ください。			
フリガナ				
氏名				
生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
電話番号				

※ 法人の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別途金融機関で振込んだ契約保証金の金額を記入してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

振込金額	十億	百万	千	円
	¥ 0 0 0 0 0 0 0 0			

- ※ 受付日 令和 年 月 日
- ※ 受付番号 No.
- ※ 整理番号 令和 年度 第 号
- ※ 取扱者印

物件番号	年度	回次	物件番号						
	0 0	0 0	0 0 0 0 0 0 0 0						
物件所在地	〇〇市〇〇区567-8								

なお、金融機関の「振込受付書」については、裏面に貼付しました。

令和 年 月 日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

千葉労働局 歳入歳出外現金出納官 吏
厚生労働事務官 ⑩

裏面に金融機関の発行する「振込受付書」の貼付をお願いします。

同意書

(契約内容の公表について)

令和 年 月 日付けにて締結した国有財産売買契約に係る下記1から6までの事項について、公表することに同意します。

記

1. 物件所在地
2. 区分
3. 数量
4. 契約年月日
5. 契約金額
6. 個人及び法人の区分（法人にあってはその業種）

令和 年 月 日

契約担当官

千葉労働局長 殿

住 所
氏 名

④